

第1回情報発信の在り方等に関する検討会 説明資料

平成27年11月24日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

<団体名> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

<代表者> 会長 櫻井 誠己

<設 立> 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日 社団法人に改組、
平成24年1月4日 一般社団法人に移行)

<会員数> (自販連会員総合調査より)

○ 通常会員 1,302社 系列・県販売(店)協会62団体

○ 支店営業所・賛助会員 277社

<支 部>

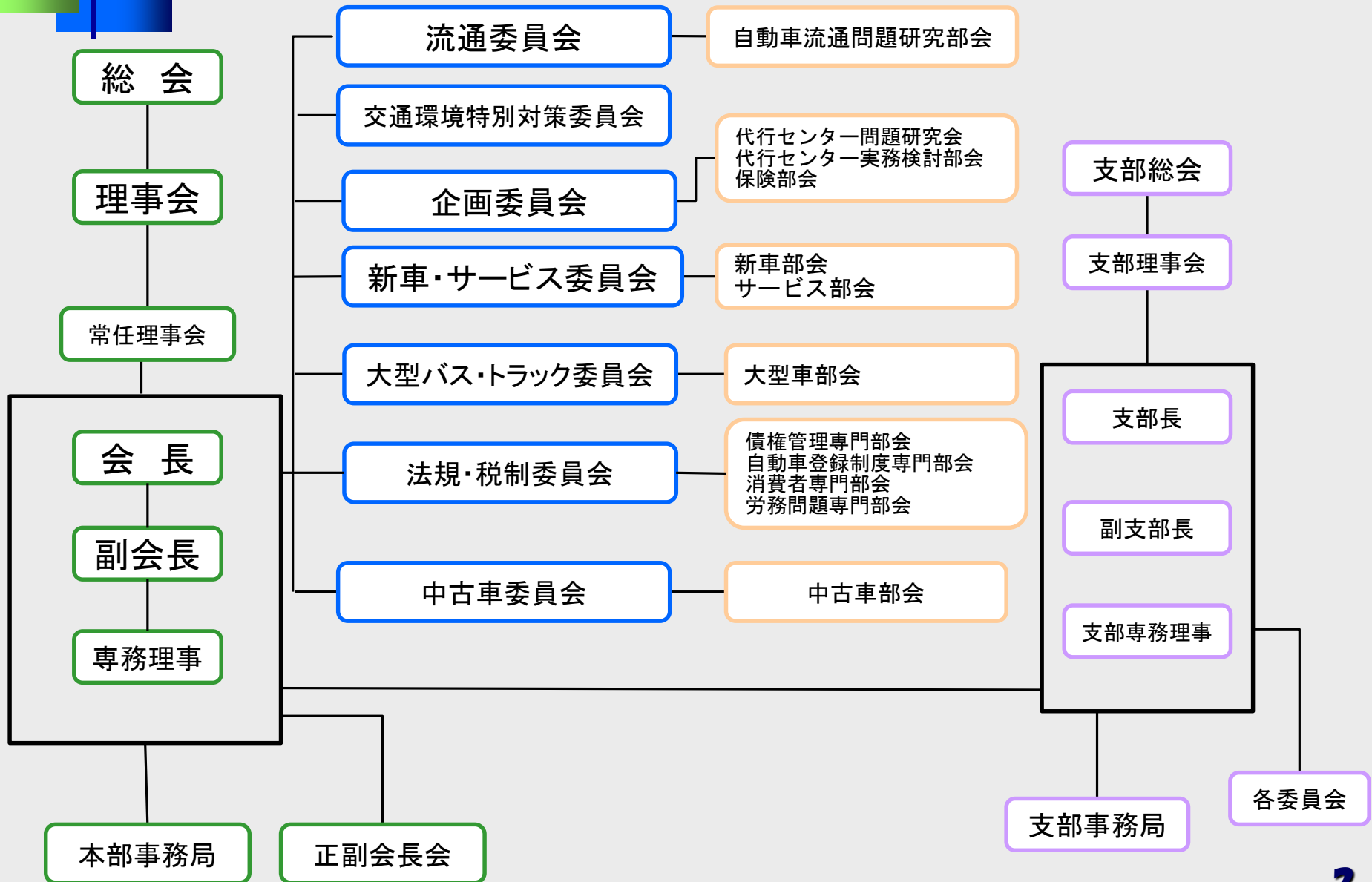
○ 52支部(全国各都府県に1支部 北海道に6支部)

<目 的>

健全な車社会の形成と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に
寄与することを目的とする

自販連の組織について

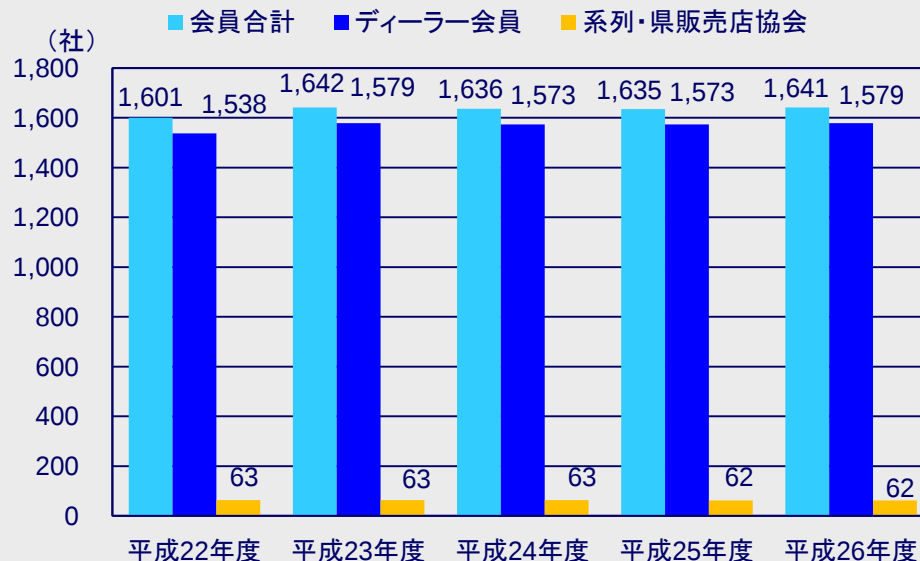
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



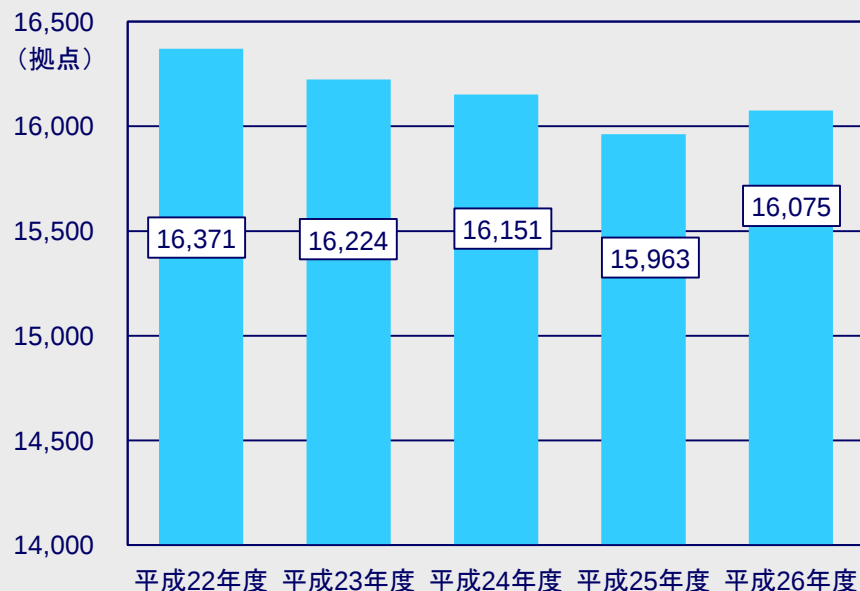
会員数・事業所数・総従業員数(自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

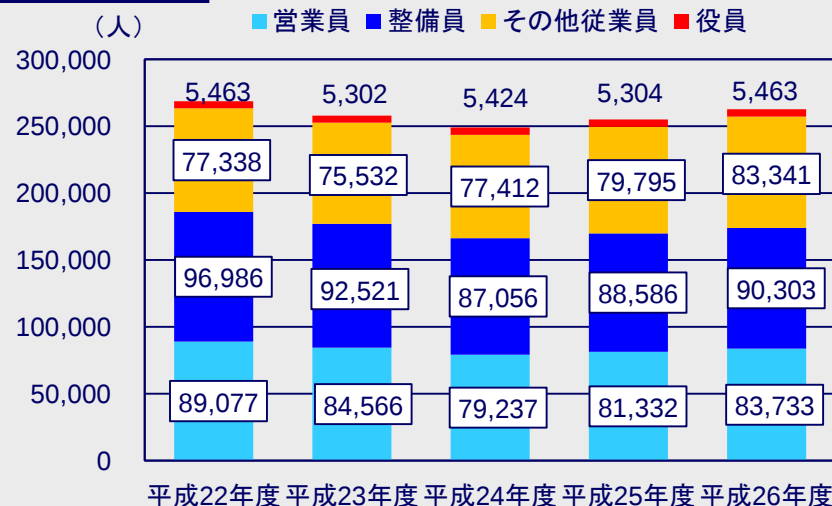
会員数



事業所数



総従業員数

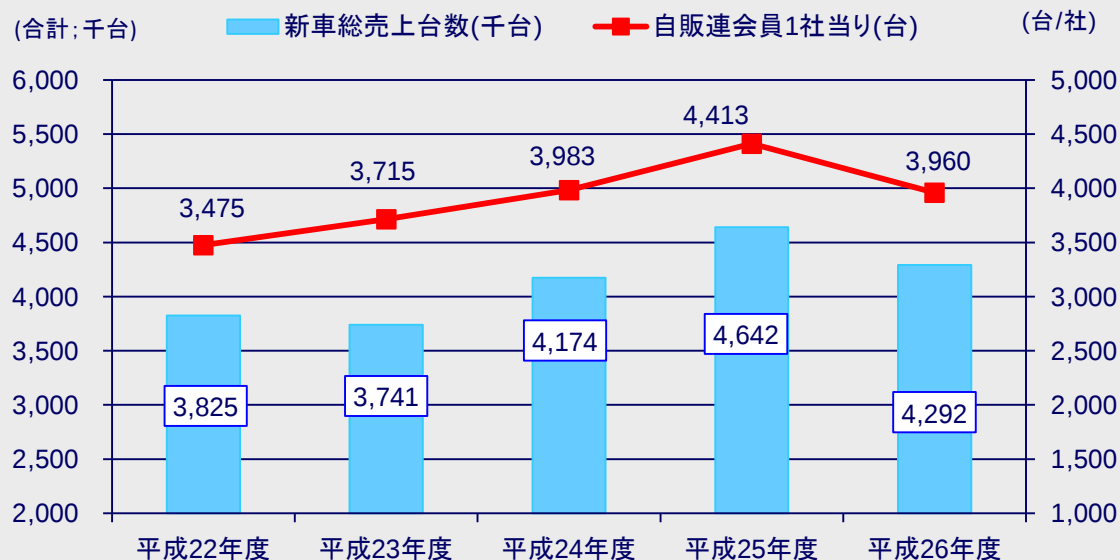


総従業員数: 268,864 257,921 249,129 255,017 262,840

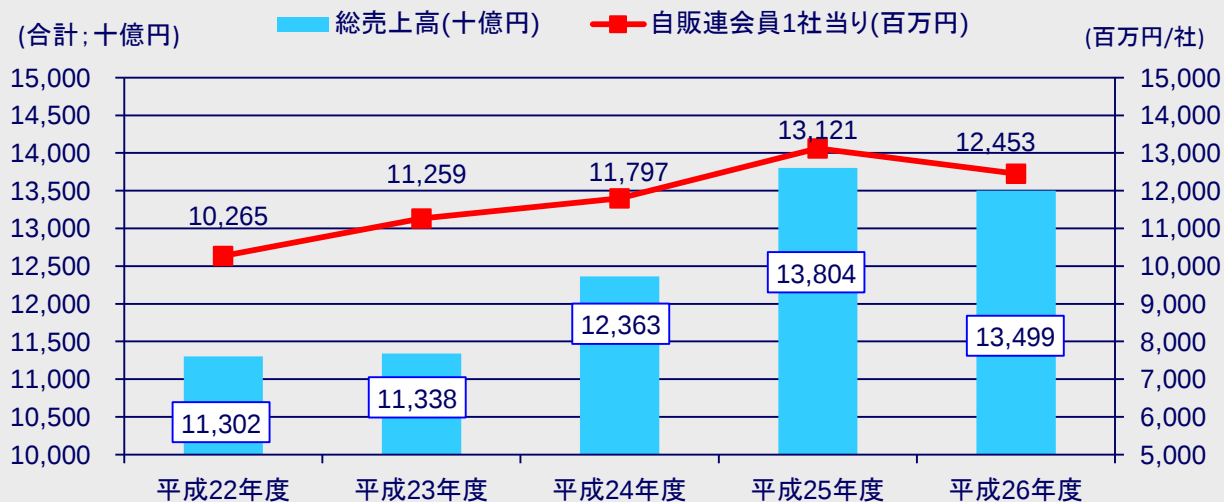
新車売上台数・総売上高（自販連会員総合調査より）

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

新車売上台数



総売上高



1. 情報提供について

1) ユーザーへの情報提供

2) 会員ディーラーへの情報提供

2. 使用済自動車の判別について

3. 使用済自動車の流れについて

1) 引取時の「有償」、「無償」、「逆有償」の割合

2) 引取自動車の業務の流れについて

1. 情報提供について

1) ユーザーへの情報提供

- ◆一般ユーザー向けに、自販連ホームページの「事業活動『自動車リサイクル』」で自動車リサイクルの概要について説明

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

HOME 自販連とは 統計データ **事業活動** 出版

自動車リサイクル

- OSS
- 個人情報保護法
- 官達犬育成事業
- 自動車と税金
- 自動車相談 Q & A
- 愛車購入豆知識

お知らせ

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス (OSS)

>>国土交通省HPへ

謹んで震災のお見舞いを申し上げます
この度の東日本大震災により被害に遭われた皆様に哀心よりお見舞い申し上げます。1
日も早い復旧と皆様のご健康をお祈り申し上げます。
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

イベント最新情報

2014/09/10: 平成26年8月中
2014/09/04: 平成26年8月兼
2014/09/04: 平成26年8月新
2014/09/03: 月刊『自動車販売

ヒアリング事項

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

＜自販連ホームページ「事業活動『自動車リサイクル』より＞

＜①自動車リサイクル法の仕組み＞

＜②リサイクル料金＞

＜③廃車する時＞

自動車リサイクル法の仕組み

自動車リサイクル法とは、自動車リサイクル料金を徴収し、その費用を自動車リサイクルシステムの構築に充てることにより、自動車の廃棄物の処理を円滑に行うことを目的とする法律である。

自動車リサイクル法の主な内容

- 自動車リサイクル料金の徴収
- 自動車リサイクルシステムの構築
- 自動車リサイクル料金の用途
- 自動車リサイクル料金の徴収方法
- 自動車リサイクル料金の徴収時期
- 自動車リサイクル料金の徴収場所
- 自動車リサイクル料金の徴収方法
- 自動車リサイクル料金の徴収時期
- 自動車リサイクル料金の徴収場所

リサイクル料金

リサイクル料金は、自動車リサイクルシステムを運営するための費用として、自動車リサイクル料金を徴収し、その費用を自動車リサイクルシステムの構築に充てることにより、自動車の廃棄物の処理を円滑に行うことを目的とする法律である。

リサイクル料金の仕組み

- リサイクル料金の徴収
- リサイクル料金の用途
- リサイクル料金の徴収方法
- リサイクル料金の徴収時期
- リサイクル料金の徴収場所
- リサイクル料金の徴収方法
- リサイクル料金の徴収時期
- リサイクル料金の徴収場所

廃車する時

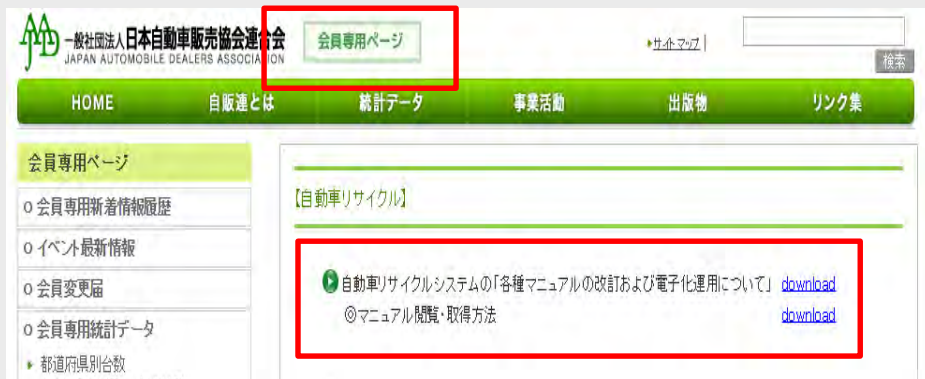
廃車する時は、自動車リサイクルシステムを運営するための費用として、自動車リサイクル料金を徴収し、その費用を自動車リサイクルシステムの構築に充てることにより、自動車の廃棄物の処理を円滑に行うことを目的とする法律である。

廃車する時の手順

- 廃車する車の確認
- 廃車する車の書類の準備
- 廃車する車の書類の提出
- 廃車する車の書類の受理
- 廃車する車の書類の処理
- 廃車する車の書類の完了

2) 会員ディーラーへの情報提供

◆ 自販連ホームページの会員専用ページ、「自販連の取り組み『自動車リサイクル』」で自動車リサイクルシステムのマニュアル閲覧・取得方法を案内



2. 使用済自動車の判別について

- ◆使用済自動車の判断基準については、会員毎に独自の基準があり、自販連はその基準の参考となる資料等の展開を行っている。
また、会員から一般ユーザーに情報提供を行う際に用いる資料を作成し、展開している。

<資料の展開例>

- 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」をe-mailで会員代表者宛に展開。
- 「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」を作成し、平成23年12月7日から自販連ホームページで展開。
- 平成27年9月の「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を自販連ホームページ「会員専用ページ」にアップし、同報告書の内容について自販連の委員会・部会で会員に説明。

<自販連会員専用ページ「自動車リサイクル」>



一般社団法人日本自動車販売協会連合会
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

[会員専用ページ](#)

[HOME](#)
[自販連とは](#)
[統計データ](#)
[事業活動](#)
[出版物](#)
[リンク集](#)

会員専用ページ

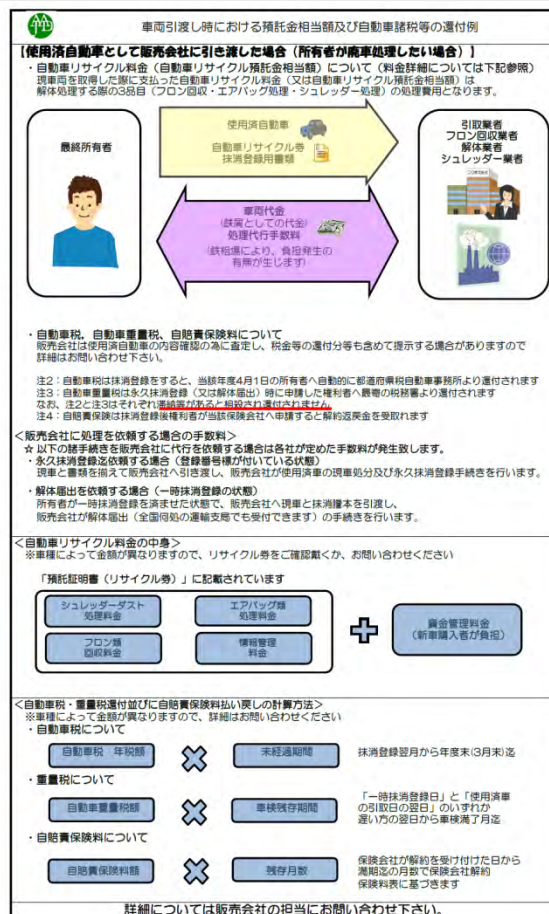
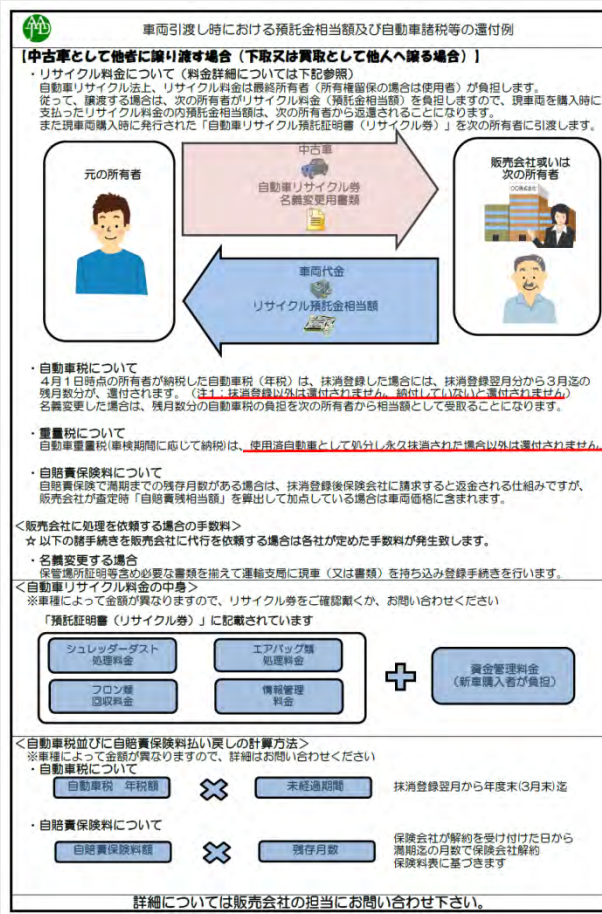
- 会員専用新着情報履歴
- 会員変更届
- 会員名簿
- 会員専用統計データ
 - ▶ 都道府県別台数
 - ▶ 中古車在庫・販売・在庫統計
 - ▶ 条件を指定して検索
- **自販連会員総合調査**
 - ※ 調査記入にお進みになる前にこちらをご覧ください
 - ▶ **調査記入**
 - ▶ 操作マニュアル
 - ▶ 調査結果
- ご案内
 - ▶ 注文書モデル書面・裏面約款
 - ▶ 委員会報告
 - ▶ 会員代表者ブロック懇談会
 - ▶ 経営セミナー
 - ▶ 海外自動車事情視察団
- 自販連の取り組み
 - ▶ プレストサテライト
 - ▶ **自動車リサイクル**
 - ▶ 個人入情報保護協議会
 - ▶ 税制改正
 - ▶ ASV(先進安全自動車)
- 収支関係等

支部の方はコチラからログインして下さい。
[支部専用ページ](#)

【自動車リサイクル】

- ⑥ 自動車リサイクルシステムの「各種マニュアルの改訂および電子化運用について」
◎ マニュアル閲覧・取得方法
- ⑤ 「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」について
平成23年12月7日付文書 自販連23-業第85号M「『車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例』の配布について」でご案内しましたとおり、自販連では、自動車ディーラーが引取業者としての責務を果たすために「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」を作成しました。
会員販社におかれましては、本資料をご活用戴き自動車リサイクル法の更なる理解促進とお客様への情報提供について周知徹底戴きますようよろしくお願い申し上げます。
◎ 自販連23-業第85号 M「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」の配布について
① 「使用済自動車判別ガイドライン」を踏まえた取組みの展開について
⇒ 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」平成23年2月
⇒ 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」平成27年9月
② 【会員配布資料】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例
③ 【販売会社内部資料】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例
④ アレンジ用資料(excel形式)
⑤ 【アレンジ例】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例資料
⑥ 会員活動状況報告用紙
- ③ その他自動車リサイクルシステムに関してご不明な点等ございましたら、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターの自動車リサイクルシステム「よくあるご質問(事業者関連)」についてなどでご確認ください。

<「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」>



3. 使用済自動車の流れについて

1) 引取時の「有償」、「無償」、「逆有償」の割合

＜平成26年4月～平成27年3月 使用済自動車引取台数＞

(自販連会員総合調査 中古車在庫・販売・在庫統計より)

回収率: 約62%

(中古車として在庫)

(単位: 台、%)

(使用済自動車として引取)

(単位: 台、%)

	中古車在庫台数	内使用済自動車 となった台数 (A)
台数	1,692,786	192,877
構成比	100.0	11.4

	有償	無償	逆有償	合計 (B)
使用済自動車として 引き取った台数	41,370	41,064	3,941	86,375
構成比	47.9	47.5	4.6	100.0

(単位: 台、%)

	中古車として在庫し、 使用済自動車 となった台数(A)	使用済自動車として 引き取った台数(B)	使用済自動車合計 (A)+(B)
台数	192,877	86,375	279,252
構成比	69.1	30.9	100.0

【ご参考】使用済自動車の項目の定義について

有償・・・使用済自動車に価格を付けて引き取った台数

無償・・・お客様からの希望により使用済自動車となったものや、
事故車等で価格が付かず使用済自動車として処理されることについて
お客様の同意を得て、使用済自動車の価値を0円として引き取った台数

逆有償・・・使用済自動車の運搬費等、リサイクル料金以外の処理費用が
使用済自動車の価値を上回り、顧客に負担頂き引き取った台数

2) 引取自動車の業務の流れについて

◆東京トヨペット株式会社の事例（次ページ以降）

東京トヨペット株式会社 概要

＜代表者＞ 古谷 俊男
＜資本金＞ 80億9千万円
＜従業員数＞ 約3,100名
＜拠点数＞ 102拠点

＜2014年度実績（2014/4-2015/3）＞
＜売上高＞ 1,819億円
＜新車販売台数＞ 42,056台
＜整備台数＞ 829,122台

1. 自動車リサイクル法に対するお客様への周知及び認知状況

2. 引取業者としての業務

1. 自動車リサイクル法に対するお客様への周知及び認知状況

◆商談時 車両価格表への記載

＜資料1＞

◆商談締結時 注文書(新車・中古車)への

自動車リサイクル料金明細記載

＜資料2-1＞、＜資料2-2＞

◆納車時 自動車リサイクル券

＜資料3＞

2. 引取業者としての業務

- ◆最終所有者の意思確認を書面で行い
使用済自動車としての引取依頼は原則断らない
＜資料4＞、＜資料5＞

- ◆使用済自動車の引渡先の確認
 - 基本契約を締結する
＜資料6＞
 - 年1回以上解体現場の確認を実施
＜資料7＞

- ◆使用済自動車引渡価格は屑鉄相場等を考慮し
年1回見直しを実施

<資料1>

CROWN ■クラウン・アスリート

車 種			ミッション	駆動 装置	型 式	車両本体 価 格	リサイクル 料金	取得税 （％）	重量税 （％）	標準付属品 セット価格	標準付属品セット価格に含まれる付属品明細 付 属 品 合 計 金 額
2500 ハイブリッド	2WD	Hybrid アスリート G	電気式無段変速	★	DAA-AWS210-AEYXH	5,590,963	13,090	109,700	93,100	5,850,163	250,200
		Hybrid アスリート S		★	DAA-AWS210-AEXXH	4,824,000	13,090	120,800	80,400	5,083,200	259,200
		Hybrid アスリート		★	DAA-AWS210-AEXWH	4,217,143	13,090	113,400	70,200	4,476,343	259,200
	4WD	Hybrid アスリート G Four		★	DAA-AWS211-AEYXH	5,806,963	13,090	145,100	95,700	6,066,163	259,200
		Hybrid アスリート S Four		★	DAA-AWS211-AEXXH	5,040,000	13,090	123,000	84,000	5,299,200	259,200
		Hybrid アスリート Four		★	DAA-AWS211-AEXWH	4,433,143	13,090	111,800	73,800	4,692,343	259,200
2500	2WD	アスリート G	6速A/T		DBA-GRS210-AEYXH	5,045,073	13,090	126,000	84,000	5,266,473	221,400
		アスリート S			DBA-GRS210-AETXH	4,248,000	13,090	104,100	70,700	4,469,400	221,400
		アスリート			DBA-GRS210-AETWH	3,672,000	13,090	91,800	51,200	3,893,400	221,400
	4WD	アスリート G iFour			DBA-GRS211-AEYXH	5,281,691	13,090	132,000	88,000	5,503,091	221,400
		アスリート S iFour			DBA-GRS211-AETXH	4,484,571	13,090	112,100	74,700	4,705,971	221,400
		アスリート iFour			DBA-GRS211-AETWH	3,908,572	13,090	97,700	55,100	4,129,972	221,400
3500	2WD	アスリート G	8速A/T		DBA-GRS214-AEYXH	5,914,285	13,090	147,800	98,500	6,173,485	250,200
		アスリート S			DBA-GRS214-AEXXH	5,112,000	13,090	127,700	85,100	5,371,200	259,200

●リサイクル材使用シュレッダー・ダスト処理・エアバグ・汚染物主・フロア・材料倉・情報管理材料倉・産廃処理施設は建設に費やれており、また、その設備は、

●リサイクル預託金が預託済みのお車を売却車として譲渡する住所所有の譲渡人(注)は、車両価額割分とリサイクル預託金割当額の合計額を譲渡者(譲受人)からお受け取りになることにより、リサイクル預託金の返金を受けることが出来ます。詳しくは、カーライフパートナーにおたずねください。

※特選登録分の遊税対象につきましてはカーライフパートナーまでおたずねください。

＜資料2-1＞

[illegible]

・この修文書には徳川清康として引継依頼のあった場合、これに関しては記載されておらず、

＜資料2-2＞

東京トヨベット株式会社 御中 東京都港区芝浦 4-8-3 TEL 03-6414-5000 (代通) 代通取扱 各台便所		利用税率は、 2014.4.1以降は税込 8% 2015.10.1以降は税込10% となります。		U-Car 注 裏面記載の特約事項に基づき、下記	
車名 型式		年 月 日 納車場所		年 月 日 納車場所	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		登録番号 保証者 保証内容		登録内容 1. 定額点検整備あり(約半額) 2. 定額点検整備なし(約半額) 3. 定額点検整備なし(約半額) 4. 定額点検整備なし(約半額)	
支払方法 1. 現金 2. 手配 3. 口座引落 4. 振込		品 名		コード 借設 金額	
支払条件 現金 手配 口座引落 振込		付属品明細(消費税込) 向 議 品 目		向 議 品 目	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		自動車リサイクル預託金相当額 シレグダーダ(料金) エアバグ(料金) フロン(料金) 納付管理料金 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 合 計		下取車自動車リサイクル預託金相当額 車両リサイクル預託金(①) 資金管理料金(②)		合 計	
現金支払価格 車両本体価格(%) 付属品価格(%) 					

・この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに換しては回収されております。
・車両に關する税金は全額確定後に税額が計算されるものとします。

U-Car 注 文 書

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

注文いたします。

平成 年 月 日

担当店舗
担当スタッフ

貴士注文者	氏名			☐ 課税・免収票書 ☐ 販賣番号 ☐ FAS	☐ 印
	住所			☐ 印	
	生年月日	年 月 日	性別		☐ 結算先
	郵便番号			☐ 販賣番号	☐ 印

使用本領証		（ローマ字）		所有権	
登録名義人 使用者	買主との関係	氏名	フリガナ	買主と有る場合のみ 血縁/姻縁関係 の取扱いに 対応します。	
	住所	氏名		電話番号	種別
	生年月日	姓	日	性別	結果
	職業	（ローマ字）		結果	取扱い
	密着番号	Eメール		取扱い	

[illegible]

〔注〕 依託の場合の各項は次のように読み替えます。

南歐元金→殘代金 割賦手数料→利息 賦引金計→殘代金繰上 割賦販売価格→支払総額

(注2) 信用購入あっせんの場合の各額は次のように読み替えます。

割賦元金→所費元金 割賦手数料→分割手数料（支払い回数2回以下の場合、消費税課税対象）

(注3) 陸奥の場合の史料及び史料集については、後述の国別史料欄に記載した。

(注4) 手続費代行費用には、書類代取費用は含まれておりません。

(注5) 販売事務委託社にて、リサイクル法関連費用明細合計欄に金額表示がある場合(0円以外)で、かつ、エアパック、あるいはエアコンの設備があるにもかかわらず、エアパック製料金、あるいはフロン担料金が0円の場合は、お客様が使用済車として引渡す時点で同料金のお支払いが必要となります。なお、その際、資金管理料金の支払いが必要です。

(注6) 販売率が未償還で、リサイクル法関連費用削減合計が0円の場合、使用済車として引渡時に引当金の支払いが必要ですが、

自動車保険（車両保険）買主様確認欄		確認印	確認日
☐ 1. 車庫トコメントで加入します。	☐ 4. 他社で車両入替手続きを行います。		
☐ 2. 留付で加入します。	☐ 5. 自動車保険（車両保険）には加入しません。		
☐ 3. 車庫トコメントに車両入替え手続きを依頼します。			

見本

〔A券〕 預託証明書（リサイクル券）

《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※※※※※
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,680

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「オプション」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

＜使用済自動車引渡時、引取業者切離し＞

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

<引渡者>	
氏名・名称	
<引取業者>	
登録番号	
氏名・名称	
事業所名称	

※本券（Ｂ券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

所在地 TEL.

＜受領証（C券）利用時切離し＞

[C 券] 資金管理料金受領証

受領金額	¥38 (消費税込み)
------	----------------

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>

[D券] 料金通知書兼発行者控

支払金額合計	¥9,060
シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※※※※※
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥380
フロン券による事前支払額	※※※※※

2014年4月1日 発行

<資料4>

平成26年 9月 6日

使用済車引取依頼書

お問い合わせ等は、下記担当者までお願いします。

連絡先	店舗名
	担当者

東京トヨペット株式会社 殿

見本

下記の<車両>を下記の<条件>にて使用済自動車として引取依頼いたします。

<車両>

車台番号	GX100-
登録番号	練馬 300
リサイクル券番号	0400-7557-
車 名	トヨタ
通称名(車名)	マ-22
車検満了日	27. 5. 12
年 式	10年式
型 式	GX100-ATPQK
引取時走行距離	162,917km
使用者	鈴木
所有者	鈴木
残債先	
(完済予定)	
残債精算方法	

<使用済車引取依頼者(最終所有者名)>

氏名又は

名 称

住 所

電話番号

<現車装備状況と預り預託金>

	装 備 状 況	預 託 状 況	預り預託金
シリンダーダスト料金	(有)	(済)・未	0
17インチ 類料金	(有)・無	(済)・未	0
フロン類料金	(有)・無	(済)・未	0
(有りの場合) 種別	CFC (HFC)		
情報管理料金		(済)・未	0
合 計			0

<条件>

使用済車残債		0
お客様	抹消登録手続代行費用(消費税込)	① 8,208
抹消登録預り法定費用		350
リサイクル法	預り預託金	0
支 関連費用	資金管理料金(消費税込)	② 0
払 預り自動車税		0
額		
合 計	(A)	8,558
販売店	使用済車引取価格	1,000
支 払額	(課税事業者の場合) 消費税・地方消費税	
合 計	(B)	1,000
差引お客様支払額	(A)-(B)	7,558
消費税・地方消費税合計	(①+②) × (8/108)	608

(注) 手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

005-1912-01-01

<資料5>

85期 7-9月下取（孫取）車見極めの基準

◎ カーチェックシート作成、受注日共に 2014年7月1日 ～ 9月30日の場合は、下記内容にて対応

	初度登録月からの経過月数 (カーチェックシート作成時点を基準)	見極め基準	
		対象外	
商品車	180ヶ月以内	■ 現地処分車で相場情報センター提示価格が1,000円 ■ 事故現状車・故障による自走不能車で業者見積もりでも価格対応の出来ない車両	左記は「使用済車」
使用済車	181ヶ月以上	クラウン、マークII、プレミオ、アリオン、カローラ、 セリオ、ハイエース、ハイラックス、ランドクルーザー、プロード、1-4-8ツバトトラック、 他トヨタ2000GT等の7ミリアー	左記は「商品車」

※ 詳細は個別修正担当者まで

<注意事項>

1. 各施策対象外の商品車・使用済車の税金等処理方法と「1千円値付け車」の下取価格

(1) 商品車

- ・リサイクル預託金相当額、未経過自動車税は注文書上で返金
- ・重量税還付金相当額、自賠責加点は下取価格に加算（除く個別修正・施策等使用車両）

<相場情報センター・輸入車買取センターにて「1千円」値付けの車両>

【 1千円 + 自賠責加点 + 自動車重量税の還付相当額 】 の合計額を下取価格として下さい

例) マークII GX110 初度登録：平成14年4月 車検有効期間：平成25年5月

A 1千円（相場情報センター提示価格）

B 自賠責加点 10点（10千円・基本価格表にて確認できます）

C 自動車重量税還付相当額計算式

自動車重量税額 30,000円	×	車検残月数 12ヶ月	÷	12	24	36
--------------------	---	---------------	---	----	----	----

→この場合は「百円単位」切り上げで 【 15,000円 】

この車の下取価格はA+B+Cの合計 【 26,000円 】

※平成22年4月より自動車重量税が本則税率へ戻り、従来より安くなっています

計算間違いは即査定落ちとなりますので充分にご留意下さい

・値付け 3万円未満 の商品車の場合、使用済車(1千円 + 自賠責解約金 + 重量税還付金)とした方が高いケースがあります。その場合の下取価格は、上記計算式を使用してご提示下さい（元の値付け価格は1,000円）

(2) 使用済車

- ・リサイクル券 又は リサイクル料金の回収を行なう
 - ・自動車税は、一次抹消登録又は永久抹消後、都道府県自動車税事務所から所有者へ還付されます
 - ・自動車重量税還付金は、電子マネーに上り解体報告日が入力された以降、当社が陸運局へ解体届出 又は 永久抹消の申請後、最終所有者の居住地域を管轄する税務署より最終所有者へ還付されます
 - ・自賠責の解約は、当社扱い保険会社は当社が、その他保険会社はお客様自身が手続きをしていただきます
- 必要書類・手続きの詳細は、イントラネット「店舗業務マニュアル・下取車編」をご参照下さい

<資料6>



使用済み自動車引渡し契約書

引渡者：東京トヨペット株式会社（以下「甲」という）と
 引取者：■■■■株式会社（以下「乙」という）は、
 甲から乙への使用済み自動車引渡しおよび甲が乙に引渡した使用済み自動車の解体処理等に関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総則）

1. 甲および乙は、お互いに協力し、継続的な取引を行い、信義に基き誠実に本契約を履行するものとする。
2. 乙は、使用済み自動車の甲からの引取り、解体処理、破砕業者あるいは解体自動車全部利用業者（以下「破砕業者等」という）への引渡しに関し、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収破壊法」という）、「水質汚濁防止法」ならびに関係法令（以下合せて「法令」という）を遵守するとともに、二次公害の発生、生活環境の破壊、地域住民からの苦情および事故が起らないように努めるものとする。
3. 前項において、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任と負担において問題を解決し、甲に対して一切迷惑をかけないものとする。但し、甲の責任に帰すべき事由による場合を除く。
4. 甲は、乙への使用済み自動車の引渡しに関し、法令を遵守する。

第2条（乙の許可事業の証明）

1. この自動車リサイクル法における許可事業の範囲は、別表1-1、1-2の通りであり、乙は、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
2. この自動車リサイクル法またはフロン回収破壊法に基づくフロン回収業に係る登録は、別表1-3の通りであり、乙は、乙の登録を証するものとして、登録通知書の写しを甲に提出する。
3. 本条第1項の乙の許可事業あるいは第2項の登録事項に変更があったときは、乙は、速やかにその内容を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しあるいは登録通知書の写しを甲に提出する。
4. 乙は、情報管理センターおよび、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構への「システム登録完了通知書（仮称）」の写しを甲に提出する。

第3条（情報収集および提供）

乙は、自動車製造業者等がエアバッグ類処理や解体処理等についての適正化あるいは効率化に関する情報を提供している場合は、積極的にこれらを収集することに努める。

第4条（使用済み自動車の引渡条件）

1. 甲は、別表2の甲の事業所にて、乙に自動車を引渡す。
2. 乙は甲から使用済み自動車の引取り依頼があった場合、原則3日以内に引取るものとする。但し、乙において特段の事情がある場合はこの限りではない。

<資料7>

